

沖縄県農林水産部土木工事検査基準

(目的)

第1条 この検査基準は、沖縄県農林水産部が執行する工事の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2条 検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質について、適否の判断を行うものとする。

(工事実施状況の検査)

第3条 工事実施状況の検査は、契約書等の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況及び施工体制等の工事管理状況に関する各種の記録（写真、ビデオによる記録を含む。（以下各種の記録」という））と契約図書を対比し、別表1に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第4条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、土木工事施工管理基準（農業農村整備編）、漁港漁場関係工事（出来形管理基準）等に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、検査職員は、契約書第31条第2項の定めるところにより、必要に応じて破壊検査を行うものとする。

(品質の検査)

第5条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比し、土木工事施工管理基準（農業農村整備編）、漁港漁場関係工事（品質管理基準）等に基づき行うものとする。

ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判断することが困難な場合は、検査員は、契約書第31条第2項の定めるところにより、必要に応じて破壊検査を行うものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成7年4月1日から適用する。
- 2 平成8年4月1日一部改正
- 3 平成10年4月1日一部改正
- 4 平成20年4月1日一部改正
- 5 平成24年4月1日一部改正

別表第1 工事実施状況の検査留意事項

項 目		関 係 書 類	内 容
1	契約書等の履状況	契約書、仕様書	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料、貸与品及び工事発生品の処理状況その他契約書等の履行状況（他に掲げるものを除く。）
2	工事施工状況	施工計画書、工事打合せ簿、その他関係書類	工法研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況
3	工程管理	実施工程表、工事打合せ簿	工程管理状況及び進捗内容
4	安全管理	契約図書、工事打合せ簿	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況
5	施工体制	施工計画書、施工体制台帳	適正な施工体制の確保状況